

産業活性化プロジェクト促進事業の選考について

1 選考の進め方

(1) 審査部会

- ・産業振興アクションプラン推進委員会に審査部会（5名で構成）を設け、応募案件の審査を行う。
- ・応募者が審査部会の委員に対してプレゼンテーションを行い、応募者との質疑ののち、各委員が採点基準に基づき個別に評価する。

(2) 審査部会の内容をもとに、市において採択案件を決定する。

2 審査部会の委員による審査等

(1) 委員には応募書類を事前に配付し、審査部会において応募者によるプレゼンテーション及び質疑の機会を設ける。

(2) 各委員は、事業計画書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、項目ごとに審査を行う。（100点満点）

※ 配点表・・・別添のとおり

(3) 出席委員の得点の合計の65%以上を取得した案件を、採択候補案件とする。

⇒ 全委員出席の場合、 $100 \text{ 点} \times 5 \text{ 人} \times 65\% = 325 \text{ 点以上}$

ただし、上記基準を上回る事業であっても、個人の総得点の1/2（ $100 \text{ 点} \div 2 = 50 \text{ 点}$ ）以下の点数を付けた委員がいる場合は、出席委員で協議することとする。